

総務文教常任委員会会議録

(令和3年9月10日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会総務文教常任委員会会議録

本日の会議 令和3年9月10日(金)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	石川秀夫	副委員長	尾崎恵一
委員	池田栄次	委員	金繁典子
委員	原田達也	委員	那須芳人
委員	吉村直城		

欠席委員

なし

出席委員外議員

請願紹介議員 中野光博

傍聴委員外議員

議員	嘉喜山茂	議員	吉田茂生
議員	少林法子	議員	山下正敏
副議長	佐々木史仁		

職務のため出席した者

議会事務局長 本多幸雄 局長補佐 小松一恵

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

(1) 請願審査

請願第2号 令和元年9月6日発議第2号決議の効力を将来に向けて停止し、
愛南町議会の前進・融和を目指す新たな決議について

(2) その他

開会 14時55分
閉会 15時45分

○尾崎副委員長 失礼します。それでは、所定の時間となりましたので、ただいまから、総務文教常任委員会を開催いたします。

まず初めに、石川委員長より挨拶があります。

○石川委員長 定例会後のお疲れになりました。早速、この請願ですね審議をさしていただくわけなんです、本日はですね紹介議員である中野議員に、御出席をいただいております。本日は、審議よろしく願いいたします。

○尾崎副委員長 はい。それでは早速、本題に入ってまいりたいと思います。これからの進行、取りまとめ石川委員長よろしく願いいたします。

○石川委員長 早速ですが、請願審査、請願第2号令和元年9月6日、発議第2号、決議の効力を将来に向けて停止し、愛南町議会の前進・融和を目指す新たな決議についてということで、除斥についてはですね、今回は請願の本旨にもありますので、除斥についてはですねしないという方向で考えておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○石川委員長 ないということなので、早速ですが紹介議員であります中野議員からですね、御説明をお願いいたします。

中野議員。

○中野議員 座ってでよろしいですか。はい。これ読まれたとは思って、もう読んでいただいたことなんです、大丈夫ですかね。読んでいただきましたか。はい。もうそれ賛同したから賛同したということで、もう読んでいただいた如くなんです、特に申し上げますと、まず1番のところについて、この資料として、これ愛媛新聞の当時の部分で、ちょっと取っておいたもんがあったんで、参考にさせていただいたらと思ひまして、またこれを読んでいただいたらと思ひます。その中にもありますように、まず最初のときに、提出者の方から、ここにも一番最後のほうにあります、憲法も地方自治法も大切だが、それ以上に人として大切なことがあるというような、本会議で提出者、不信任決議に提出された方が述べられた部分がありますが、ここら辺り、僕個人が考えても、憲法も地方自治法も大切で、それ以上に大切なものというのが理解が出来ないんですが、そこらあたりも含めて、このまま放置して良いものかどうかという思いもありましたが、こういう形で、紹介議員として、紹介さしていただきましたんでそこらあたり。ほして、やっぱり専門家、法の専門家の議会の品位を落とすないう形の部分で、どう考えてもこれは法律違反ではないかというような、法律の専門家のコメントもありますので、ここら辺りを参考にさせていただいて、ぜひ適切な審査をしていただいたらと思ひまして、紹介議員とさしていただきました。

以上です。

もう申し上げることはその程度なんです。

○石川委員長 説明が終わりましたので、質疑に移りたいと思いますが、質疑ある方。

尾崎副委員長。

○尾崎副委員長 失礼します。私も議員になってまだ日が浅いもので、当時のことについては知らなかったんですが、このような形で分かったんですけれども。率直な、これを見ての一つだけ疑問があるんですけれども、これが平成元年9月の件であるわけなんです。あれからもう2年経過しとるわけで、これについて、この2年経過した中で、今出てきたわけで、もっと早い段階で出てくることではないかなと思うんですが、なぜ2年たった中で、今出てきたのかということちょっと、まず聞いておきたいと思うんですが。

○石川委員長 中野議員。

○中野議員 これは、僕が出したのではなくて、僕は紹介議員として要請されたんで、ぜひそれはいいことなんですということで、紹介議員とさせていただいたんで、これは僕が提出した

わけではなくて、賛同して、懲罰委員会もあつたりしながら、否決もされたりして、そういう経緯でちょっとじくじたるものがあつたんですが、そういうような経過の中で、そういうことを疑問に、提出者の方から申出がありましたので、紹介をさしていただいたということなんで、僕が提出したわけではありませんので、もしそういう経緯は、あれでしたら、またその方にでも聞いていただいたらと思います。

○石川委員長 ほかに質問ありませんか。

金繁委員。

○金繁委員 請願事項の1なんですけど、本件決議は当議会の意思表示としての効力を今後有しないことを、新しい決議をもって明らかにすべきことということなんですけれども、本件決議が当然に効力を有しているということを前提に新しい決議をまとめていらっしゃるんですが、そもそも効力を有しないことを新しい決議をもって明らかにするというのが法的に可能なんですかね。すみません意見というより質問なんですけど、事務局どうですか。

○石川委員長 中野議員。

○中野議員 僕のほうでちょっといいですか。よろしいですか。

そこらあたりは僕も専門家でないので、後の審査のほうで、また深くやっていただいたらと思うんですが、ここの参考資料の中にも、専門家の話として、いろいろ法に触れる辞職勧告決議を止められず、ナンセンスな処分を要求、受理した議長のうち、全員協議会は次の本会議で総ざんげするほかありませんとありますが、決議の132条の趣旨に反するここがおかしい、処分要求のここがおかしいと事実を明記し、議事録に残しておけばいいとかいうアドバイスもありますんで、そこらも含めて、僕も専門家じゃないんでわかりませんが、審査をしていただいたらいいんじゃないかなという気はします。

○石川委員長 事務局、本多局長なんかありますか。

本多局長。

○本多事務局長 はい。辞職勧告決議の関係なんですけども、この決議につきましてはですね、いわゆる議会の機関意思を表明するという決議となります。なので、これにつきましてはですね、特にその成立した時点で、いわゆる法的効果が発生するというものではありません。例えば、原子爆弾核拡散に反対しますよっていう決議をしたら、そういったことで議会の機関として意思を表明するというので、そっから以降ですね、特に法的な効果が発生するというものではありません。

以上です。

○石川委員長 金繁委員。

○金繁委員 はい。そしたら法的効力は生じないけれども、意思表示としての効力は生じていて、でそれを・・・しないことを新しい決議をもって明らかにすること自体はしてもいいというか、出来ることなんですか、法的にそれは出来るようになるんですか。

すいません。

○石川委員長 本多局長。

○本多事務局長 はい。そういうことは、全くですね別の意思を議会としてですね表明することは可能です。

○石川委員長 多分、金繁委員のほう詳しいんじゃないかと。法的拘束力はない。その中で、意思表示を前回の決議はしていると。まあ今回、意思表示をしませんかというような形なんでしょう。私も法律的なところはちょっと詳しくないので、何とも言いがたいところはありますが。法的な効力はないということは、はっきりしてるんで。

那須委員。

○那須委員 私も、なかなか読み切れてないんですけど、確かに辞職勧告については、法的拘

束力はありませんけれども、議決したということは残るわけですね。その内容が、瑕疵があるがなかろうが、それはそのまま残ってしまうということで、今回これを読むと、私読み方が間違ってるかもしれませんが、それをなかったことにしろということですかねこれは。

(発言する者あり)

○那須委員 いやいやいやいや。

○石川委員長 中野議員。

○中野議員 そこらあたりは、だから僕もちょっと詳しく調べて、紹介したわけではないんですが、法的にちゃんとこの審査の中で、事務局も調べていただいて、それが残ったまま、この専門家の方のアドバイスのような形がとれるのかどうか、そこらも含めて、審査をしていただいたらという、僕個人的には。本人もおられますから、そこらあたり調べられてなのか、そこまで僕も、こういうもんだろうと思って紹介議員になりましたが、そこら辺り専門的に、またあれっていうのであれば、そこらあたりもちょっと調べていただいて、審査が出来るのかどうか、そこら辺りを含めてやっていただいたらと思って紹介議員になりました。

○石川委員長 那須委員。

○那須委員 私は、この中身を問題にしとるわけではありません。これが、あのときの決議が果たしてよかったのか悪かったのかということはまた別ですね。そうではなくて、あのときに、辞職勧告決議案を可決したと。で、それはあと歴史が判断するんだと思います。歴史って、ちょっと大げさですけども、将来的に、あのときに賛成した議員はこういう議員だったと。反対はこうだったというのはやっぱり記録としてきちんと残すべきで、そのときに、やっぱり将来的にあのときにおかしかったなあと、瑕疵があったなあというのであればそのとき、その議員たちは批判を甘んじて受けるべきだというふうに思いますので、これはこれ、あの時のままで私は置くべきで、新たな議決をするべきではないと思います。

○石川委員長 えっと、もう審議に入ったような格好になりよるんですが、質疑がなければ、中野議員のほうは退席させていただきますけども、この請願に関するですね、紹介議員としての質疑ありませんか。ないですか。

なければ、中野議員。

○中野議員 よろしいですか。はい。

(紹介議員退席)

○石川委員長 それでは、もう既に審議が始まっているような形になりますが、御意見をいただいたらと思いますが。

金繁委員。

○金繁委員 今那須委員がおっしゃられた、その意思表示が違法なものであれなんであれ、まあそれを残すことによって、後の町民が判断すべきだというお考えも一考に値するとは思いますが、この実際に辞職勧告をされた当事者の立場に立てば、私生活の事で辞職を勧告されるという、まあ議員としての資格を失う勧告をされた重大な事実、支持されたということが残る。その名誉回復の意味を、期待を込めてこの請願は、本人の承諾を恐らく得て出されていると思います。まあそこが不可抗力かなとは思いますが、でそういう意味でこの請願の事項の二つ目、三つ目にこの請願の本当の趣旨が書かれていて、議会内でそのような違法な私生活にわたる決議をしてしまっていて、そして議員としての資格を、辞職勧告を出すという重大な名誉を傷つけるようなことをしてしまった。そのわだかまりが残っているという町民の心配することを解消してほしい。で恐らく辞職勧告をされた者にも結構な形になっていると思うので、もしまあ、この請願自体先程法的なこともクリアしたので、この議会がすっきりとして前に進むためには、この請願を採択する事に賛成です。

○石川委員長 ほかの方、御意見ありませんか。

吉村委員。

○吉村委員 私は当事者ですので。

○石川委員長 原田委員。

○原田委員 ちょっと確認をしたんですけど、請願事項の1番ですよ。この中で、本決議が当議会の意思表示としての効力を今後有しないことを新しい決議をもって明らかにするとあるんですが、もう実際効力ですね。もう、これはもう実際今の時点でもないでしょう。これ、ちょっと確認したいんですが。

○石川委員長 わかりました。さっきと同じようなことですが。

本多局長。

○本多事務局長 はい。先ほどの説明と重複するんですけども、この機関意思をあらわす決議というものは、先ほども言いましたように法的な効力はありません。

以上です。

○石川委員長 吉村委員。

○吉村委員 まああの、当事者ですんで、当然、提出者から何度も何度も、実はあったんですけども、私は、最終的に、OK いただくというか、了解して、したわけでございますけども。効力言われますけども、実は、これ皆さん御承知のように、これは永久保存なんです議事録というのは。違法決議をそのまま永久に残していくものです。新しい議員さんも入りました。よって、新しい議員さんの中で、議員の改選がありましたんで、ということが一つの、あれだったんですけども。やっぱし、違法な議決に関しては、やっぱし改めるべきや。辞職勧告の法的拘束力は先程から何回も言ってるように、実はありません。で、私自身、前に、新しい議員さんの前に、違法議決をしてると、パブリックコメントなどから、皆さんの前で堂々と言っています。この違法議決のまま、未来永劫にこれが議事録として残るいうことは、これはやはり将来にわたって、違法議決はこれは違法議決として残すんじゃないくて、改めていかんといけんという思いで、私は了解をいたした次第です。で、この違法議決については、ここにも新聞等にも書かれて、コピーもありますけども、いわゆる132条で、私生活にわたる言論をしてはならない。これ皆さん議員必携の中に132条、もう勉強されてる方ばかりでしょうから。それを出して、それで否決した。で、もう一つついでに言わさしてもらいますと、残すべきやと言われてました今那須委員もおられますけど、那須委員も、この133条で懲罰委員であり、懲罰委員会の中で全員一致でまあ金繁委員も、ここに懲罰委員のメンバーでおられますけど、全員一致で懲罰委員会で懲罰の決定を全員一致で、当時してます。違法やいうのはわかっとる。ただ、新聞にも書いてますように、かつて多数決で整理をしたということです。

以上です。

つけ加えましたら、もう1点。今、現委員長も、今委員長でおられますけども、当時、私も何回か電話をかけていただきまして、もう、もつてのほかやという激励を、対応いただいております。

以上です。

○石川委員長 那須委員。

○那須委員

(発言する者あり)

○那須委員 土居さんは、あれはまちごうとる。

(発言する者あり)

○那須委員 言うた。

(発言する者あり)

○那須委員 わざわざどうも、それ言うても立たなんだけども、議事録見てもろたらちゃんとわかります。

○石川委員長 金繁委員。

○金繁委員 先ほど、法的効力がないというお話だったんですけど、法的効力っていうのは何を指すかという、辞職勧告の効果として、辞職を法的に強制することが出来るかということですよ。そういう法的な効力はないんですよ。じゃ何の効力が今残ってるかという、辞職勧告をしたという、その辞職勧告の意思表示が残ってるんですよ。で、意思表示を、今後有しないと。もう違法なことをしてしまったけれども、もう前を向いて、悪いことは悪いと、きれいにして前に行きましょうという請願の趣旨だと、私わかってきました。資料の中の、10月2日の新聞記事に後ろのほうに、私のコメントが掲載されてるんですけども、これ討論で私が言った言葉です。止められなかった責任は全員にあります。議会として、個人個人というよりも、もう議会として反省して、町民の信頼を獲得していかないといけないと思ったからこう言いました。で、今もその気持ちに変わりはありません。誰が賛成した反対したとかそういうことではなくて、やっぱり議会として、人の一議員の仲間の意思表示を、ごめんなさい名誉を傷つけるような決議をしてしまった。法律に背いてしまったその過ちを、今議会として、きれいにして前に向こう、迎えましょうという私はこの請願の趣旨に、改めて言いますが賛成します。

○石川委員長 えっと、事務局にちょっと、もう1回確認したいんですが。この新しい、仮にですね仮に新しい決議をもって、前の決議がですね効力を有しないようなことに出来るのかどうか、そこのあたりちょっと確認したいんですが。

本多局長。

○本多事務局長 はい。重ね重ねの話にはなりますけども、今回のですね新しく決議をした場合も、これもいわゆる機関の意思を表明するという決議であります。なので、法的な力はございません。なので、法的にですね、過去のを修正するとかということは出来ないということです。

以上です。

○石川委員長 吉村委員。

○吉村委員 あの修正じゃなくてですね。あの法律と一緒に、要は法律が出来とつても、これ問い合わせたら回答出ると思うんですけども、出てくると思うんですけども、法律と一緒に、この法律をつくったと、で、新しい法律が出来たら過去の法律は消えると、それと一緒に、あくまでこれ法的などうのこうのやなくて、決議で、永久保存版を要は違法のまま永久保存で残すんじゃないと、要はその決議を、我々は要は内容、文言の内容はともかくとして、そのなんちゅうんですか、新たにいわゆる決議をしようということ。だろーと思います。あれだったら当人が傍聴に来られとるんで、それ説明していただいたらどうですか。そういう趣旨で、私も OK を出したということです。先ほど触れましたように、で、もう一つ合わせて言えば、新人議員さんあれですけども、パブリックコメントのときにも皆さんの前ではっきり言いました。議会基本条例をつくるときに、要は二度と再び私

みたいな、私のような事を起こさないようにっていう思いを込めて、私は活性化じゃない基本条例のまとめ役をさしてもらいましたということをお皆さんの前ではっきり何回も言っているとします。

以上です。

○石川委員長 那須委員。

○那須委員 そういうふうに簡単に、新しい顔ぶれが変わったから、新しく議決したらいいんだというふうなことになる、加功じゃありませんけれども、どんどんどんどん代が替わるときに好き勝手に出来るということになりますから、やっぱり議会議決っていうのは、そんなに軽いものではないんですよね。やっぱり1度決めてしまったら、それが正しかろうが正しくなかりょうが、それはそのまま置くべきです。で、もしこういうことを、もう払拭したいのであれば、新たな決議案を出して、それを審議すべきであって、前に審議したものを、あれが間違いだからやめようとかって、そんな議会議決つてのを軽く扱っちゃいけないと思います。

○石川委員長 吉村委員。

○吉村委員 かんまんですか。私があればより、当事者が言うのもあれですけども、当人ですからあれですけども、要は132条違反を議決したという、法的にもともと間違っただけを議決したということ、あくまでもこれは未来永劫にわたって、将来にわたって恥ずかしい議決をしとると。たったそれだけなんですよ。

(発言する者あり)

○石川委員長 吉村委員。

○吉村委員 それだったら私が当人なんで、私は実は除斥されると覚悟してきたんです。正直。でも、まあ委員長がそういうことだったんで、あえて発言すまいと思ったんですけども。紹介者、紹介者やない提出者本人が来られとるんで、一応あれされたらどうですか。どうも、私はこれ了承。先ほど申しましたように冒頭に、了承したから何回か相談に来られましたが、やっと了承したから、やはりこれは残すべきやないと、残すべきやないというのは違法議決のまま未来永劫議事録のまま残すべきやないということで、私も全国の議長会、県の議長会全部調べました。いう中で、先ほどちょっと例を挙げましたように、違法な部分については、新たに議決したら済むことであって、前回の分は前回の分で残っとなんです議事録で。だから新たな決議をする。抹殺するとか、消すとかいう意味じゃありません。新たな議決をするということです。違法議決は駄目だと。

○石川委員長 もう既にですね、もう決議はされて、決議案は可決されておる中で、今現在ですね、そのどういう形の決議にするかも含めてですね、決議案も全然ない中で、これどうでしょう。この請願から言えばですね、新しい決議をもってということは、決議案をもう審議しないといけないんじゃないかなあと、そんなことになるんで、この請願の取扱いについてですね。ちょっと考えないかなというふうに私は思うとるんですが、この中身がない状態で、この請願を採択するか不採択にするかっていう話になろうかと思うんでちょっと難しいなというのが私の意見ですが、皆さん。

(発言する者あり)

○石川委員長 提出者からですね要望出てますけどどうでしょうか。

(発言する者あり)

○石川委員長 申し訳ございません。提出者からのですね、御意見をいただくようにはしておりませんので、申し訳ございません。

那須委員。

○那須委員 委員長、もう1回整理しましょうか。そしたらですね、本委員会がこの請願を採択するか不採択するかをもうせんといけんのですかね。

○石川委員長 付託されてますから。

那須委員

○那須委員 せんといけんのでしょうか。で採択した場合は、採択、不採択であっても本議会で報告しますね。で、本議会で賛が多数であった場合は、履行しないといけないので、新しい議決をせんといけんのですよね。新しい議決案っていうのは、どうやってつくるんですか。誰が発議して、どこで審議してということになりません内容的にも。そしてもしですよ、それが新しい決議案が可決されて、今度新たに請願で、あれはどう考えてもおかしいやないかと、議員は多数であったのに、最初は可決したのに、今度は反対なのかっていうたら、また出たときにまたせんといけん。で、これはもう何回も同じことを繰り返すべき性質のものでは私はないと思いますよ。この請願自体そのものがおかしいと思います。

○石川委員長 ほかに御意見ございませんか。なければ。

(発言する者あり)

○石川委員長 吉村委員。

○吉村委員 許可をいただきましたんで、くどいようですけども、違法な議決をしてしまったと、議事録は議事録で残っとるんです。残っとるけども、新たに一つの、私今考えよったんですけども、例えば、例えばですよ。元年決議の効力が、今後継続しないことを決議するとか。一つの案いうのはいくらでも出てくるじゃないですか、例えばですよ。

○石川委員長 金繁委員。

○金繁委員 那須委員のおっしゃってること、なるほどと聞いたんですけども、あと石川委員長のおっしゃってるその新しい決議を、これ採択としてどういうふうになっていくのかということですが、確かにそうかなと思ったんですけど、ただ、これを請願として本会議で採択されたら、議会としてその新しい決議というのを、おっしゃるとおりしないといけなくなる。誰かがそれを、議案を出して、誰かというか議会の意思表示として出して、今議会になるのか、今議会中にやらんといけなくなりますよね。手続きとして不可能ではないと思うんですよ。だから、14日に全員協議会が。そうか、いけないのか。請願の採択は最終日ですかね。

○石川委員長 最終日です。

金繁委員。

○金繁委員 で、この請願は、この議会の会期中だけですよね効力もつのは。

○石川委員長 そうです。

(発言する者あり)

○石川委員長 金繁委員。

○金繁委員 はい。じゃ最終日に、もし採択。ここで賛成多数で通って採択、本会議でされたとしたら、その直後に全協なりを開いて、緊急に、また議案提出、動議ということでやるという方法は出来るんじゃないですかね。不可能ではないですよ。

○石川委員長 先ほど那須委員が言われたように、誰がその決議案をつくって、で、それを今度、採択不採択ありますけども、仮に採択になった場合に、本来このここで請願が出ると同時にこの決議案を誰かが持っているのであれば、それは今、審議はする必要性はあるんですけど、私の考えは、請願の要件として、その決議案がちょっとないんで、ちょっとこれ採択では難しいんじゃないかなというような思いがあるのと、あともしこれ採択した場合に、時間的にどうなのかという問題もちょっとあるかと思うんですよ。誰がいつまでに決議案をつくって、それを全協にかけて、そこで決議案としてまとめて、今度本会議に出さないかんと思うんですけど。それはちょっと、不可能な状況になるんじゃないかなと。

原田委員。

○原田委員 今委員長が言ったことですね、そこまでこの委員会がやるのかやらないのか。こ

の委員会で、請願をどうするかなんです、採択するか採択しないのか、それをまずこの委員会で決めるべきだと思います。

○石川委員長 ほかに。金繁委員。

○金繁委員 はい。今の石川委員長のおっしゃる懸念もわからなくはないんですけども、先ほど言ったように、17日最終日にこの委員会を通ったら、今原田議長がここで議論をまずすべきだとおっしゃいますけども、その後可能かどうかということを実に議論さしてください。本会議17日に、これを出すとしたら、賛成多数で通ったとき、新しい決議を、どう、誰がどのようにするのかということなんですけれども、これは、この請願の内容そのまま、これと違うものをつくること自体、請願の意思と違うものをつくってしまうので、もうこのまま本件決議が、当議会の意思表示としての効力を有しないという、決議をすればいいだけの話だと思います。決議した後、すぐに全協を開いて、そこで誰が出すかということ、議会としての意思表示なので、議長か副議長がいいのかなと思いますけれども、出していただいて、で再び本会議の議場に帰って議決すればいいのではないのでしょうか。

○石川委員長 えっと、あのまずですねこの委員会としての、この請願に対してのですね、採択するか不採択にするか、もうほぼですね皆さんの御意見は出たんじゃないかなと、委員会としてどうするんだということは、結論は出さないといかんと思うんで、そのあとのことはですね。本会議にて審議していただくという形にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

金繁委員。

○金繁委員 あの、まだ発言されてない方がいらっしゃるのでぜひ、討論していただきたいと思います。

○石川委員長 池田委員何かありますか。

○池田委員 ちょっと細かいこと、いきさつは本当にわからんですが。これ、さっきの新聞に返ってよろしいですか、細かいこと言うようやけど。あの後段を説明されたけど、前段に、法に触れるような辞職勧告決議を止められず、ナンセンスな処分要件を受理した現議長のうちに、云々とありますよね。これ本当は、そのときに、採決にあれした、加わったっていかその前の議会のときにやるべき、話し合いするべきことやないですかね。新しい議員さんになると確かにそうです。

それと、この採決が行われたときに、この後に選挙がありましたよね。1回皆さん、みんなご破算になって選挙されて、町民の方の信頼を得て、当選もされてるということで。それを今、今っていう話ではないんじゃないかと思います。それともう一つ、これちょっと、おまえそんなこと言ったら切りないぞってなるかもしれませんが、こういうことが出来るっていうことになると、逆のこともあり得るんじゃないですか。自分の意に沿わないことがあったら、議会の議決に対して請願を出したらええんじゃないかと。請願どんどんどんどん出てくるような事態も、招かないとは思わないんで、招かないではないかとも思うんですが、素人考えかもしれませんが。新人議員ですので、間違った意見だったら、お許し願いたいと思いますが、そういう意見であります。

○石川委員長 御意見出そろったような形ですので、採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○石川委員長 吉村委員。

○吉村委員 池田委員の発言で、自分の意に沿わなかったらということが出ましたけども、何か私に当てつけみたいですけども、私は意に沿わないんじゃないんですよ。もともとの132条で、私生活にわたることを議会ではやっちゃいけないということ、やったんですからということです。

(発言する者あり)

○石川委員長 ほかに御意見なければ、採択に賛成の方は挙手をお願いします。

(発言する者あり)

○石川委員長 もう1回言います。本請願に対し、採択に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○石川委員長 はい。委員会としては不採択ということになりますが、報告書は、どのようにしましょうか。委員長一任でしょうか。

(発言する者あり)

○石川委員長 はい。吉村委員。

○吉村委員 まあ許可をもらっとるんで、発言しますけどもやはりこれ、ほしたらこれ少数意見でつけてください。

○石川委員長 はい。

はい、吉村委員。

○吉村委員 違法、違法なことをまず取上げないことです議場で。これ1丁目1番地ですから。不採択にしたんだったら、まあここへ賛成した当事者もおりますからあれですけども、そこなんです。もともと違法なことを取上げて、議場で。議決そのものだけじゃないんです。それがおかしいことが、おかしいと言えん議会というのは、私は、当事者私ですけどもそういうことです。もう恥ずかしい限りです。請願云々のみならず。もともと132条私生活って、申合せ事項もちゃんと決まっとるでしょう。今朝の朝礼でも出たやないですか。それを皆さん、それこそ根本が。言うのは、私はバッジつけちよる。負託受けた。言いますけども。ちょっと、これをつけてください。あとの文言は委員長に任せます。

○石川委員長 金繁委員。

○金繁委員 私も少数意見をつけさしてください。今、池田委員がおっしゃった、前期の今の選挙、この4月の選挙後の議会とは違う、構成メンバーも違う時点でなされた、意思表示であるということは、確かに新人の議員さんからすれば、当然の思いだと思います。ただ一方で、町民目線で、この一連の事象を見たときに、たとえ前期の4年であれ、今の議員、議会であれ、町民から見れば、愛南町議会一体として、やっぱりあんな恥ずかしいことがあったよね。あれあのままだよねっていう目で見られるんだと私は思います。そういう意味で、議会として、やっぱり違法なことをもうしないという意思表示、そしてこれからは、議会一体チームとして、政策提言をチームワークで出来る前向きなチームになるという意味表示としても、私はぜひ、違法行為を消すことは出来ないですけども、やっぱり町民に対して、いけないことはいけないと認めて、次のステップにみんなが進みますという意味表示をしたほうがいいのだと思います。

○石川委員長 那須委員。

○那須委員 そのとおりなんです、今回のこの懲罰等云々っていうのが契機になって、議会基本条例の制定に進んだというふうに思うんです。あのときに何人かの議員は、政治倫理条例もというふうな言葉が出ました。旧5ヶ町村の中で政治倫理条例をつくっていたのは内海議会だけなんですよね。今回の倫理に関する議会基本条例は、第6章一つのチャプターだけで区切ってしまって、独立してないんです。私は、まだ議会基本条例は未熟な部分だというふうに思ってますので、第6チャプターだけ別枠にして、政治倫理条例を別につくるべきだと。やっぱり前の、前議会の、こういった違法とも言われる決議が、いい勉強になったし、これからそれを新しい議員がつくっていくんだということで、少しの文言で結構なんで、宣言として入れてもらえたらなあというふうに思います。

○石川委員長 ほかに、中でなければこの件は終わりたいと思いますが。2番目にその他がありまして、所管事務調査、明日のですね5時に事務局のほうに提出、明日じゃなくて13日の、

すいません17時までには、皆さんちょっと所管事務調査の案をですね、ちょっと考えてきて
いただいて、13日定例会終わってですね、ちょっと総務文教委員会を開きたいと思いま
すんで、よろしくをお願いします。ほかになければ終わりたいと思います。

吉村委員。

○吉村委員 正味、総務委員会をいつ開く言うた。

○石川委員長 13日の定例会後に。はい。

(発言する者あり)

○石川委員長 13日はいけな。

(発言する者あり)

○石川委員長 14日が全協でしょう。13日は定例会でしょう。

(発言する者あり)

○石川委員長 月曜日です。

(発言する者あり)

○石川委員長 定例会終了後です。

(発言する者あり)

○石川委員長 新しい所管事務調査です。

那須委員。

○那須委員 それを、それまでに出せって言うんやろ。

○石川委員長 そうです。考えとってください。

(発言する者あり)

○石川委員長 協議会でやります。

以上ですが、ほかになかったら終わります。では、お疲れさまでした。

総務文教常任委員会委員長